

鏡野町定住促進空き家改修補助金

【目的】

鏡野町における空き家の有効活用を通して、本町への移住及び定住を促進し、地域の活性化を図る

【補助対象者】

- (1) 1戸建て空き家の売買契約日または最初の賃貸借契約日から1年を経過しない者
- (2) 本補助金に係る改修に関する国、県または町の制度による他の補助等を受けている者
- (3) 自らの負担で改修をしようとする者
- (4) 納期の到来した町税等を完納している者
- ※ 転居した場合は補助金の返還が生じます。
- (5) 補助対象物件に補助金の交付日から5年以上定住する意思のある者
- (6) 補助金の交付日から5年以内に転出または転居した場合は補助金の返還が生じます。

【補助対象住宅】

- (1) 補助対象者が所有するまたは賃借する1戸建て空き家
- (2) 貸借物件については所有者が改修工事に承諾している部分
- ※ 3 親等内の親族間での空き家の購入または賃貸の物件は対象外

【補助対象工事】

- (1) 町内建築業者が補助対象改修工事の主たる施工業者であること
- (2) 補助対象工事に要する経費（消費税及び地方消費税を含む。）が20万円以上であること
- (3) 住宅の機能向上のために行う改修、台所、浴室、便所、洗面所等の改修、まること
- (4) 売買（賃貸）契約書の写し
- (5) 同意書
- (6) 賃貸借契約による住宅の場合は所有者の現況写真
- (7) 納税等状況調査同意書
- (8) その他町長が必要とする書類

鏡野町空き家片付け推進事業補助金

【目的】

鏡野町における空き家の有効活用による定住促進と空き家の流通促進を図る

【補助対象者】

- たは内装、屋根、外壁等の改修
- ※ 対象とならない工事
- 外構設備（門、車庫、物置、カーポートなど）の改修工事
- 設備機器類の設置工事
- 浄化槽設置工事
- エアコン、ガスコンロ、照明などの住宅工事

- (4) 交付決定後に工事着手を行い、申請年度内に工事完了し、実績報告書の提出ができる

- 同一住宅及び同一人の申請については1回限りとします。

- 空き家物件の賃貸借契約日から1年以内で、「町内に空き家を所有する者」または「町内の空き家を利用する者」が対象です。
- 3 親等内の親族間での売買若しくは賃貸または無償での使用に係わる場合は対象外。

【補助対象】

- 空き家に使用されず放置された状態の家財の処分費用

- 特定家庭用機器等リサイクル手数料
- 津山圏域クリーンセンターに家財を持ち込み、処分した際の費用

【補助対象】

- 代行業者が家財を処分する場合の委託料

- ※ 交付決定後に片付けを行い、申請年度内に完了し、実績報告書の提出ができる

【補助回数】

【補助率】

【申請書類】

- 同一物件及び同一申請者1回限り
- (1) 事業計画書
- (2) 改修工事に係る見積書・設計図等
- (3) 訂約書（居住等に係る訂約書）
- (4) 施行前の状況写真
- (5) 売買（賃貸）契約書の写し
- (6) 賃貸借契約による住宅の場合は所有者の現況写真
- (7) 納税等状況調査同意書
- (8) その他町長が必要とする書類



お問い合わせ先

鏡野町まちづくり課

担当：新田

電話 (0868) 54-2982